ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の九十五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十五未満

２～４　（略）

第十三条の二　再任用職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ、第二号イ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一・二　（略）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　第一号イに掲げる職員　百分の五十四・五以上（事務次官等にあつては、百分の五十二・五）

ロ　第一号ロに掲げる職員　百分の五十一

ハ　第一号ハに掲げる職員　百分の五十一未満

２　（略）

第二条　人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） ニ　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間 六　（略） （勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（第五条第二項第五号イに掲げる期間及び同号ロからニまでの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。） 六～十三　（略）	（期末手当に係る在職期間） **第五条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） （新設） 六　（略） （勤勉手当に係る勤務期間） **第十一条**　（略） ２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略） 五　休職にされていた期間（第五条第二項第五号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。） 六～十三　（略）